

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 医療対策課</p>	<p>下記の業務委託契約について、再委託に係る受注者からの通知は書面で行われていたが、当該通知に対する府の承認が口頭で行われていた。 そのため、再委託の承認についての意思決定に係る文書が作成されていなかった。</p> <p>「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム等改修委託業務」                      (1) 契約期間：平成27年9月3日から平成28年3月31日まで                      (2) 契約金額：24,948,000円                      (3) 再委託業務：スマートフォンアプリの製造</p>	<p>文書事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府行政文書管理規則】 (文書管理の基本) 第3条 事務は、原則として文書（図画、写真及びスライド等並びに電磁的記録を含む。以下同じ。）により処理しなければならない。</p> <p>(行政文書の作成) 第13条 意思決定に当たっては文書（電磁的記録にあつては、電子文書に限る。以下この条において同じ。）を作成して行うこと並びに事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合及び処理に係る事案が軽微なものである場合は、文書の作成を要しないものとする。ただし、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合にあつては、事後に文書を作成しなければならない。</p> <p>【大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム等改修委託業務契約書】 (再委託等の禁止及び誓約書の提出) 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。</p>	<p>平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行うとともに、文書事務のルール等の順守について注意喚起を行った。 今後、「委託役務における再委託等の承認事務に関する指針」及び「大阪府行政文書管理規則」に基づいた契約事務フローを作成する等、事務処理の可視化を図り、再委託の承認の手続を行う際には、複数名による確認を徹底することにより適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

使用料徴収手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
都市整備部 港湾局	<p>海岸事業使用料の納入について、特定の納期限の指定がないにもかかわらず、納期限を20日以内としていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="439 562 1489 726"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>発行日</th> <th>(誤) 納期限</th> <th>(正) 納期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸事業 使用料</td> <td>平成28年4月1日</td> <td>平成28年5月31日</td> <td>平成28年4月21日</td> </tr> </tbody> </table>	内容	発行日	(誤) 納期限	(正) 納期限	海岸事業 使用料	平成28年4月1日	平成28年5月31日	平成28年4月21日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、今後は法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】                      (納入の通知)                      第25条                      3 第1項の規定により納入通知書を発する場合は、これを発する日から20日以内(当該期間の末日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項各号に掲げる日のいずれか(以下「日曜日等」という。)に該当する場合にあっては、これらの日の翌日まで)において、適宜の納期限を定めなければならない。ただし、特定の納期限を指定する必要があるものは、この限りではない。</p>	<p>本件監査結果を港湾局職員全員に周知するとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p> <p>また、平成29年3月に関係規則の改正を行い、納期限に関する規定を設け、事務の適正化を図った。</p>
内容	発行日	(誤) 納期限	(正) 納期限								
海岸事業 使用料	平成28年4月1日	平成28年5月31日	平成28年4月21日								

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月20日から同年7月13日まで)

収入事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 保健医療企画課</p>	<p>証紙による収入については、証紙収入金整理特別会計を設置し、売りさばき代金を歳入として整理して、証紙の使用実績に基づいて当該特別会計から一般会計の各手数料収入に振り替えることとしている。</p> <p>歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書（証紙用）を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならないが、平成27年7月に証紙収納した受胎調節実地指導員指定証等交付手数料（2件、8,000円）及び生活習慣病・歯科・栄養事業手数料（38件、133,600円）について、同年8月11日に調定を行っていた。</p>	<p>会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 第231条の2 2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例】 第2条 手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、知事が告示で指定する手数料は、これによらないことができる。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例施行規則】 第16条 証紙収入金整理特別会計から一般会計へ振替するときは、歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書（証紙用）（様式第7号）を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならない。</p> </div>	<p>平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行うとともに、関係法令等の順守について注意喚起を行った。</p> <p>今後は、会計事務に係るスケジュールの一覧表を作成する等して、処理期限等を可視化し、進捗管理を徹底することにより、会計事務のルール等に基づき適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 薬務課</p>	<p>証紙による収入については、証紙収入金整理特別会計を設置し、売りさばき代金を歳入として整理して、証紙の使用実績に基づいて当該特別会計から一般会計の各手数料収入に振り替えることとしている。</p> <p>歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書（証紙用）を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならないが、平成27年5月に証紙収納した毒劇物取扱者試験手数料（472件、4,956,000円）について、同年6月19日に調定を行っていた。</p>	<p>会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 第231条の2 2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例】 第2条 手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、知事が告示で指定する手数料は、これによらないことができる。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例施行規則】 第16条 証紙収入金整理特別会計から一般会計へ振替するときは、歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書（証紙用）（様式第7号）を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならない。</p>	<p>平成28年9月に、電子メールにより課内職員に監査結果の情報共有を行うとともに、大阪府証紙徴収条例施行規則の規定を踏まえた証紙収入の調定手続について、再度周知を図った。</p> <p>今後は、チェック体制を強化し、適正な事務執行に努めるとともに、課内会計研修の機会などを捉えて、更なる意識の向上を図っていく。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
中央府税事務所	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="486 575 1294 705"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 575 614 642">人数</th> <th data-bbox="614 575 798 642">延べ件数</th> <th data-bbox="798 575 1294 642">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 642 614 705">1名</td> <td data-bbox="614 642 798 705">1件</td> <td data-bbox="798 642 1294 705">平成27年11月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成27年11月	<p>速やかに必要な是正措置を講じられたい。今後は、職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行う等適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>是正を求められた時間外勤務については、速やかに確認し、時間外勤務実績の申請及び承認処理を行った。これにより時間外手当の追給が発生した職員に対しては、追給を行った。また、他の時間外勤務についても適正に行われていることを確認した。今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)所属職員が時間外勤務を行った場合は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合、当該職員に対し速やかに登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないかを確認することについて、所属職員に周知徹底を行った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
1名	1件	平成27年11月							

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年12月9日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
なにわ北府税事務所	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="555 527 1614 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 527 715 600">人数</th> <th data-bbox="715 527 961 600">延べ件数</th> <th data-bbox="961 527 1614 600">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 600 715 674">4名</td> <td data-bbox="715 600 961 674">5件</td> <td data-bbox="961 600 1614 674">平成27年4月、7月、11月、平成28年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	4名	5件	平成27年4月、7月、11月、平成28年3月	<p>速やかに必要な是正措置を講じられた。今後は、職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行う等適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>是正を求められた時間外勤務について、速やかに確認し、時間外勤務実績の申請及び承認処理を行った。(事実発生時期から1年以上経過した2事案については、総務事務システム上、当所において処理することができないため、総務サービス課へ是正処理を依頼済み。)</p> <p>また、他の時間外勤務についても適正に行われていることを確認した。</p> <p>時間外勤務実績における適正な勤務管理を行っていくため、平成28年7月に、直接監督責任者に対し、時間外勤務実績登録の確認方法も含め、承認手続に不備がないよう注意喚起を実施し、適正な勤務管理を行っているところであるが、今般監査結果の指摘を受け、改めて、所属全職員に対し、時間外勤務を行った場合は速やかに実績登録を行うよう周知徹底を図るとともに、所内幹部会議において、直接監督責任者は、実績登録がされていない場合速やかに登録を行うよう指導すること、及び毎月末に申請・承認漏れがないか確認することについて周知徹底を行った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
4名	5件	平成27年4月、7月、11月、平成28年3月							

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年11月28日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
寝屋川水系改修工営所	<p>直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計52件あった。</p> <table border="1" data-bbox="566 594 1368 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 594 709 667">人数</th> <th data-bbox="709 594 902 667">延べ件数</th> <th data-bbox="902 594 1368 667">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 667 709 751">27名</td> <td data-bbox="709 667 902 751">52件</td> <td data-bbox="902 667 1368 751">平成27年4月から平成28年3月まで（平成27年10月を除く）</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	27名	52件	平成27年4月から平成28年3月まで（平成27年10月を除く）	<p>速やかに必要な是正措置を講じられたい。今後は、職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>時間外勤務実績を確認した上で、該当職員に時間外勤務実績の入力等を行わせ、速やかに直接監督責任者等で承認を行った。</p> <p>平成28年12月21日に総務サービス課長あてに時間外勤務手当の追給等を依頼し、平成29年2月17日に追給を行った。</p> <p>毎月所属職員に対して送信している、時間外勤務承認締切前処理の注意喚起メールの中で、時間外勤務実績提出の確認を追記するようにした。</p> <p>別途、適正な勤務管理を行っていくため、以下の点を所属職員に対し、電子メールで改めて周知し、併せてグループ長会議において手続の都度の確認と速やかな処理の徹底を伝達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員は、時間外勤務を行わざるを得ない場合は、直接監督責任者に①予め口頭で申出、②事前に総務事務システムによる時間外勤務事前届を入力、原則として当日の退庁時刻の1時間前までに入力し、承認を得る。</li> <li>(2) 職員は、時間外勤務が終了した後、速やかに実績登録を行い、直接監督責任者は確認の上、承認を行う。</li> <li>(3) 直接監督責任者は時間外命令を行った場合、実績入力の有無を確認し、未入力の場合は、速やかに入力指導する。</li> <li>(4) 直接監督責任者等は、毎月総務事務システムで承認漏れがないことを確認する。</li> </ol>
人数	延べ件数	事実発生時期							
27名	52件	平成27年4月から平成28年3月まで（平成27年10月を除く）							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月16日）

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
健康医療部 健康医療総務課	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、工事が完了（供用開始）しているが、本資産勘定への精算が行われていなかったものが3件、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 596 1513 1180"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>精算すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府茨木保健所外2件 太陽光発電設備設置工事 実施設計業務</td> <td>3,857,904円</td> <td>3,857,904円</td> </tr> <tr> <td>大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 実施設計業務</td> <td>1,211,440円</td> <td>1,211,440円</td> </tr> <tr> <td>大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 監理業務</td> <td>510,480円</td> <td>510,480円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="522 1241 1513 1413"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府茨木保健所 点検調査業務</td> <td>203,030円</td> <td>203,030円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	支出額	精算すべき金額	大阪府茨木保健所外2件 太陽光発電設備設置工事 実施設計業務	3,857,904円	3,857,904円	大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 実施設計業務	1,211,440円	1,211,440円	大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 監理業務	510,480円	510,480円	契約名称	支出額	費用計上すべき金額	大阪府茨木保健所 点検調査業務	203,030円	203,030円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。 また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府建設仮勘定取扱要領】</b> 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後、改めて精算登録を行います。</li> </ul>	<p>平成28年9月に、課内会議により課内職員に監査結果の情報共有を行った。 また、財務会計システムにて、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行った。 今後は、大阪府建設仮勘定取扱要領及び新公会計制度マニュアルに基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	支出額	精算すべき金額																			
大阪府茨木保健所外2件 太陽光発電設備設置工事 実施設計業務	3,857,904円	3,857,904円																			
大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 実施設計業務	1,211,440円	1,211,440円																			
大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 監理業務	510,480円	510,480円																			
契約名称	支出額	費用計上すべき金額																			
大阪府茨木保健所 点検調査業務	203,030円	203,030円																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）



対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
健康医療部 保健医療室 医療対策課	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、工事が完了（供用開始）しているが、本資産勘定への精算が行われていなかったものが1件、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="457 594 1492 842"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>精算すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害拠点病院支援施設 無停電電源設備改修工事 実施設計業務</td> <td>1,410,667円</td> <td>1,410,667円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="457 877 1492 1184"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府広域医療搬送拠点 八尾SCU点検調査業務</td> <td>333,630円</td> <td>333,630円</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院支援施設 点検調査業務</td> <td>284,890円</td> <td>284,890円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	支出額	精算すべき金額	災害拠点病院支援施設 無停電電源設備改修工事 実施設計業務	1,410,667円	1,410,667円	契約名称	支出額	費用計上すべき金額	大阪府広域医療搬送拠点 八尾SCU点検調査業務	333,630円	333,630円	災害拠点病院支援施設 点検調査業務	284,890円	284,890円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。          また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府建設仮勘定取扱要領】</b>          第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。          2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について          「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、          2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定より          ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。          ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。          ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。</p>	<p>監査受検後、直ちに財務会計システムにて、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行った。</p> <p>また、平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>今後は、大阪府建設仮勘定取扱要領及び新公会計制度マニュアルに基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	支出額	精算すべき金額																
災害拠点病院支援施設 無停電電源設備改修工事 実施設計業務	1,410,667円	1,410,667円																
契約名称	支出額	費用計上すべき金額																
大阪府広域医療搬送拠点 八尾SCU点検調査業務	333,630円	333,630円																
災害拠点病院支援施設 点検調査業務	284,890円	284,890円																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
健康医療部 保健医療室 健康づくり課	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 569 1555 730"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>支出額</th> <th>費用で計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧大阪府立健康科学センター・大阪府立成人病センター研究所 点検調査業務</td> <td>897,430円</td> <td>897,430円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	支出額	費用で計上すべき金額	旧大阪府立健康科学センター・大阪府立成人病センター研究所 点検調査業務	897,430円	897,430円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。          また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府建設仮勘定取扱要領】</b>          第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。          2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について          「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。</li> <li>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行います。併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</li> <li>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。</li> </ul>	<p>監査受検後、直ちに財務会計システムにて、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行った。</p> <p>また、平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>今後は、大阪府建設仮勘定取扱要領及び新公会計制度マニュアルに基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	支出額	費用で計上すべき金額							
旧大阪府立健康科学センター・大阪府立成人病センター研究所 点検調査業務	897,430円	897,430円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
南部流域下水道事務所	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定に計上されたままとなっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="433 625 1184 1150"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>総支出金額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その1)</td> <td>10,782,720円</td> <td>325,509円</td> </tr> <tr> <td>南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その2)</td> <td>2,916,000円</td> <td>759,093円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,698,720円</td> <td>1,084,602円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	総支出金額	費用計上すべき金額	南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その1)	10,782,720円	325,509円	南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その2)	2,916,000円	759,093円	合計	13,698,720円	1,084,602円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。 また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得時点での取引価格(購入代価等)だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。</li> <li>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</li> <li>3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</li> <li>4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</li> </ol> </div>	<p>当該建設仮勘定の金額を含め、誤って建設仮勘定に計上されたままとなっていたものについては全て修正を完了し、精算処理を実施した。 財務処理を担当している総務グループ内で、「操作マニュアル」を作成し、周知徹底を図るとともに、財務会計システムの支出命令同時に、事業複式仕分の操作画面を複数回確認するなど、チェックを強化した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領及び大阪府建設仮勘定取扱要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約件名	総支出金額	費用計上すべき金額													
南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その1)	10,782,720円	325,509円													
南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その2)	2,916,000円	759,093円													
合計	13,698,720円	1,084,602円													

		<p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b>  (建設仮勘定の精算)</p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  (台帳の取得登録)</p> <p>第4条</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取  得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得につい  ては、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。な  お、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(3) 物権は、それを設定した日。</p> <p>(4) 無体財産権は、それを登録した日。</p> <p>(5) 出資による権利及び信託の受益権は、それを出資及  び信託した日。</p> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2  新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <p>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用に  ついて、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、  又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールす  るための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資  産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録される  ものが対象となります。</p> <p>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳  (公有財産システム) への記録を行います。併せて、財  務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精  算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</p> <p>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘  定に計上している場合、精算登録において費用へ変更する  ことはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を  複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。</p>	
--	--	--	--

貸付金の計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課	<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構建設改良資金貸付金については、年次決算において翌年度に回収が予定されている金額を長期貸付金から短期貸付金に振替を行っている。</p> <p>平成27年度年次決算整理として短期貸付金への振替を行っているが、平成28年度の貸付金（予定）に係る回収予定額も誤って含めていたことから、短期貸付金が7,748千円過大、長期貸付金が7,748千円過少に計上されていた。</p> <table border="1" data-bbox="626 682 1605 894"> <thead> <tr> <th></th> <th>誤（A）</th> <th>正（B）</th> <th>差額（A－B）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期貸付金</td> <td>2,375,562,277</td> <td>2,367,814,202</td> <td>7,748,075</td> </tr> <tr> <td>長期貸付金</td> <td>23,597,485,215</td> <td>23,605,233,290</td> <td>△7,748,075</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,973,047,492</td> <td>25,973,047,492</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		誤（A）	正（B）	差額（A－B）	短期貸付金	2,375,562,277	2,367,814,202	7,748,075	長期貸付金	23,597,485,215	23,605,233,290	△7,748,075	合計	25,973,047,492	25,973,047,492	-	<p>当該貸付金の金額について、速やかに修正処理を実施されたい。</p> <p>今後は、適切な決算整理事務に努められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準】</b>                      （流動資産の計上）                      第14条 流動資産の計上は次のとおりとする。</p> <p>(5) 短期貸付金                      法第240条第1項に規定する債権である貸付金（以下「貸付金」という。）のうち、翌会計年度に償還期限が到来する金額を計上する。</p> <p>（固定資産の分類及び計上）                      第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。</p> <p>(8) 投資その他の資産                      イ 長期貸付金                      第14条第5号に規定する短期貸付金を除く貸付金を計上する。</p> </div>	<p>修正処理については、平成28年6月28日に、年次決算整理報告書を修正し、会計局へ報告済みである。</p> <p>また、平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。</p> <p>今後は、課内に保管している平成27年度報告関係資料に上期貸付の報告方法を記録し引き継ぐことにより、再発防止を図るとともに、大阪府財務諸表作成基準及び新公会計制度事務マニュアルに基づき、適正な事務処理に努める。</p>
	誤（A）	正（B）	差額（A－B）																
短期貸付金	2,375,562,277	2,367,814,202	7,748,075																
長期貸付金	23,597,485,215	23,605,233,290	△7,748,075																
合計	25,973,047,492	25,973,047,492	-																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容													
池田土木事務所	<p>平成26年度から平成28年度における以下の業務については、工事が完了し、引き渡しを受けたときにおいて、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要がある。また、それまでの間は、大阪府財務諸表作成基準第15条第7号に基づき一時的に建設仮勘定に計上する必要があるが、建設仮勘定に計上せずに、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 800 1362 1121"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td rowspan="3">一般国道423号道路改良事業（直結ランプ）と近畿自動車道名古屋神戸線建設事業の施行に係るFランプ工事</td> <td>80,164,000円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>524,579,000円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>265,225,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>869,968,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約名称	金額	平成26年度	一般国道423号道路改良事業（直結ランプ）と近畿自動車道名古屋神戸線建設事業の施行に係るFランプ工事	80,164,000円	平成27年度	524,579,000円	平成28年度	265,225,000円	合計		869,968,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。 また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</li> <li>取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</li> <li>日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。</li> </ol> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b> (建設仮勘定の計上)</p> <p>第3条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第1号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第2号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第6号に規定するソフトウェアとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。</li> </ol> </div>	<p>建設仮勘定に計上すべき資産が、費用処理されていたものについては、速やかに建設仮勘定への登録を行った。 また、月次決算整理時には、誤った事務処理が行われないう、所内担当者に対し、建設仮勘定の精算と仕訳の確認の際の留意点について、周知徹底を行った。 今後は、資産と費用のいずれに該当するかを固定資産計上基準等に照らして十分に検討し、適正な事務処理を行う。</p>
年度	契約名称	金額														
平成26年度	一般国道423号道路改良事業（直結ランプ）と近畿自動車道名古屋神戸線建設事業の施行に係るFランプ工事	80,164,000円														
平成27年度		524,579,000円														
平成28年度		265,225,000円														
合計		869,968,000円														

		<p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 事業用資産<ul style="list-style-type: none"><li>ア 有形固定資産 公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木竹、船舶、浮標等及び航空機を計上する。ただし、次号に規定するインフラ資産（以下本号において同じ。）に属するものを除く。</li></ul></li><li>二 インフラ資産<ul style="list-style-type: none"><li>ア 有形固定資産 公有財産のうち、道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池及びこれらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類し計上する。</li></ul></li><li>六 ソフトウェア 取得原価が100万円以上のソフトウェアを計上する。</li><li>七 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</li></ul>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年10月11日及び平成29年1月11日、事務局：平成28年11月1日）